

令和5・6年度

小規模（簡易）工事
入札参加者登録
申請書提出要領

大 和 市

令和5・6年度 小規模（簡易）工事入札参加者登録申請書の受付について

令和5・6年度において大和市が発注する予定価格が50万円以下の小規模（簡易）工事請負の入札等に参加を希望される方は、次の内容を確認のうえ、申請書類を提出してください。

1. 対象者

大和市内に本店又は主たる事業所を有する者（個人、事業協同組合等の団体を含む。）で、次の①及び②をいずれも満たしている者を対象とします。

- ① 大和市入札参加資格者名簿に工事の登録をしていない者
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を取得していない者 又は 建設業の許可を取得しているが同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者

なお、次の各号のいずれかに該当する方は、参加資格がありません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 大和市小規模（簡易）工事入札参加者登録申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者その他大和市小規模（簡易）工事入札参加者登録申請書提出要領（以下「要領」という。）に基づく提出書類に不備がある者
- (3) 営業を行うにつき法令の規定により官公署等の許可、認可、登録等を必要とする場合において、当該許可、認可、登録等を受けていない者
- (4) 次項第3号に掲げる登録申請書提出期間のうち、毎月10日までに受け付けたものにあつては翌月1日（以下「認定日」という。）を基準日として、登録を希望する本店又は主たる事業所において、同種の営業を引き続き営んでいる期間が1年に満たない者（同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者と同様の事情にあると認められる者を除く。）
- (5) 法人税（個人にあつては、所得税）、事業税若しくは消費税若しくは地方消費税又は大和市における市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税若しくは国民健康保険税（個人に限る。）のいずれかを滞納している者（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）にあつては、組合の定款に競争入札に参加しようとする業種に係る共同受注ができる旨の定めがない者及び組合員に前号に該当する者が含まれている者
- (7) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等、同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

2. 申請書類の提出期間・場所（郵送・持参いずれも可）

(1) 提出期間

令和5年3月1日（水）から令和7年2月10日（月）まで

- ① 郵送の場合：令和7年2月10日（月）必着
- ② 持参の場合：土、日、祝祭日を除く平日の午前9時から午後4時30分まで
（正午～午後1時を除く）

(2) 提出場所

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
大和市役所 総務部契約検査課（本庁舎3階）

3. 申請書類の提出方法

- (1) 申請書類は「5. 申請書類一覧表（チェックリスト）」に記載の提出書類を各1部「綴り順」に従ってレターファイル（A4、黄色）に綴じ込み提出してください。

※表紙等は右記の記載例に倣って記載してください。
※文字は楷書とし、明瞭に黒字で記載してください（鉛筆不可）。

【記載例】	
【背表紙】	【表紙】
入 札 参 加 願 ○ ○ 会 社	令和5・6年度 入 札 参 加 願 ○ ○ 会 社

- (2) 申請書類の提出後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに契約検査課までお知らせください。
- (3) 不足等がありますと受付はできませんのでご注意ください。なお、入札参加者登録申請書を提出しても、審査の結果、登録されない場合があります。

4. 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、毎月10日までに受け付けたものにあつては翌月の1日から令和7年3月31日までとします。

（申請書類の審査の結果、入札参加有資格者名簿に登載された場合は、各申請者に資格審査結果通知書を送付します。）

5. 申請書類一覧表 (チェックリスト)

No. 1

綴り順	提出書類	複写	説明	チェック欄
1	チェックリスト		このリストで確認の上、提出してください。	
2	入札参加者登録申請書	不可	代理人による申請は認めません。実印を押印してください。	
3	法人の場合 登記簿謄本※ ¹ (履歴事項全部証明書)	可	申請者の所在地が登記簿上の所在地と異なる場合は、その理由書(任意)を提出してください。	
	個人事業者の場合 身分証明書※ ¹ (外国籍の方は、所定の誓約書)	可 (誓約書は不可)	禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことの証明書となります。 【交付場所】本籍地の市町村役場	
	登記されていないことの証明※ ¹		成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことの証明書となります。 【交付場所】各法務局及び地方法務局の戸籍課 ※郵送請求は東京法務局民事行政部後見登録課のみ	
4	代表者の印鑑証明書※ ¹	不可	法人は登記所にて印鑑証明書を、個人は住民登録している市町村にて印鑑登録証明書の交付を受けてください。	
5	市税等納税状況調査同意書	可	全者提出必須となります。	
6	許可・認可・登録等証明書	可	営業(申請内容)に係る許可等を取得している方のみ提出してください。 通知書等の写しでも結構です。 更新手続中の場合は、更新中の申請書等(受付印のあるもの)の写しを提出してください。	
7	納税証明書※ ¹	可	次の①及び②の納税証明書を各1部提出してください。 ① 法人税(所得税)、消費税及び地方消費税 ※法人用は「その3の3」、個人用は「その3の2」 ② 神奈川県の手業税 【交付場所】①大和税務署 ②最寄りの県税事務所 ※直前1年間(12か月)の営業年度に係る証明書の提出をお願いします。決算期の変更等で12か月に満たない場合は、更に前年度分の証明書が必要となります。	

綴り順	提出書類	複写	説明	チェック欄
8	工事实績表	可	工事实績は業種別に記入してください。なお、記載した実績に係る契約関係書類の写しを添付してください。 ※添付書類は、契約金額、期間、発注者、受注者の分かる契約書や請求書など	
9	建設業退職金共済組合加入証明書	可	加入されている方のみ提出してください。	
10	建設業労働災害防止協会加入証明書			
11	I S O 認証登録	可	認証取得されている方のみ提出してください。	
12	組合の ・約款 ・役員名簿 ・組合員名簿	可	組合で登録される方のみ 提出してください。	
綴じないでください	返信用封筒 (切手貼付)		封筒（定形郵便物）に宛先を明記し、84 円切手を必ず貼付してください。	

※1 申請日から3か月以内に取得されたものに限り、それ以前のものを受付できません。

※2 会社の内容等により、ここに示した提出書類以外に資料を要求する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 入札参加者登録業種区分表

業種 コード	建設業の種類（業種）	業種 コード	建設業の種類（業種）
010	土 木 工 事 業	160	ガ ラ ス 工 事 業
020	建 築 工 事 業	170	塗 装 工 事 業
030	大 工 工 事 業	180	防 水 工 事 業
040	左 官 工 事 業	190	内 装 仕 上 工 事 業
050	とび・土工・コンクリート工事業	200	機 械 器 具 設 置 工 事 業
060	石 工 事 業	210	熱 絶 縁 工 事 業
070	屋 根 工 事 業	220	電 気 通 信 工 事 業
080	電 気 工 事 業	230	造 園 工 事 業
090	管 工 事 業	240	さ く 井 工 事 業
100	タイル・れんが・ブロック工事業	250	建 具 工 事 業
110	綱 構 造 物 工 事 業	260	水 道 施 設 工 事 業
120	鉄 筋 工 事 業	270	消 防 施 設 工 事 業
130	ほ 装 工 事 業	280	清 掃 施 設 工 事 業
140	し ゅ ん せ つ 工 事 業	290	解 体 工 事 業
150	板 金 工 事 業		

7. 細目コード

業種	細目01	細目02	細目03	細目04	細目05	細目06	細目07	細目08	細目09	細目99
010 土木工事	PC	グラウト	推進	シート	道路	河川	管渠布設	管渠更生	港湾・海洋	その他
020 建築工事	建築解体	SRC	RC	鉄骨造	木造	鉄骨レブ	PCレブ	耐震補強		その他
030 大工工事										その他
040 左官工事										その他
050 とび・土工・コンクリート工事	法面処理	吹付	工作物解体	標識等道路付属物等設置	グラウト	地盤改良	外構	特殊基礎(既製杭工事)	特殊基礎(場所打杭工事)	その他
060 石工事										その他
070 屋根工事										その他
080 電気工事	道路標識、信号設備	道路照明	発電変電設備	受配電設備	無停電電源設備	計装制御設備	特殊ケーブル	重電機設備		その他
090 管工事	給排水衛生	冷暖房空調	浄化槽設備	ガス配管	給水管布設	管内更生	厨房設備			その他
100 タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)	レガ積み(張り)	タイル張り	築炉						その他
110 鋼構造物工事	鋼橋上部	橋梁(自社工場あり)	鉄骨工事	鉄塔	水門等の門扉	プール				その他
120 鉄筋工事										その他
130 ほ装工事	柵欄舗装	薄層カラー舗装	アスファルト舗装	コンクリート舗装	ブロック系舗装	路盤築造				その他
140 しゅんせつ工事	河川浚渫	港湾浚渫	湖也浚渫							その他
150 板金工事										その他
160 ガラス工事										その他
170 塗装工事	路面表示	区画線	柵欄塗装	建物塗装	鉄構造物塗装	屋内床面	溶射	ライニング		その他
180 防水工事	アスファルト防水	モルタル防水	シート防水	塗膜防水						その他
190 内装仕上工事	畳	防音	飛散防止フィルム貼付	床仕上						その他
200 機械器具設置工事	昇降機等運搬器具設置	油圧作動設備	起重機、搬送設備	空気作動設備	水処理機械設備	舞台装置	ボイラー	給排水機器	揚排水機器(ポンプ)	その他
210 熱絶縁工事	冷暖房	動力								その他
220 電気通信工事	情報制御設備	有線設備	無線設備	データ通信設備	空中線設置	放送機設備	TV 共聴設備	防犯設備		その他
230 造園工事	広場	公園設備	植栽設備	地盤	景石	地ごしらえ	園路	水景		その他
240 さく井工事										その他
250 建具工事	サッシ	シャッター	自動ドア	金属性カーテンウォール						その他
260 水道施設工事	膜ろ過設備	ろ過設備	送排水施設(鋼管)	送排水施設(鉄管)	送排水施設(その他)	排水処理施設	下水道処理施設			その他
270 消防施設工事	屋内消火設備	屋外消火設備	火災警報設備	避難備設備	排煙設備					その他
280 清掃施設工事	ごみ処理施設	し尿処理施設								その他
290 解体工事										その他

大和市小規模(簡易)工事入札参加者登録申請書

年 月 日

大 和 市 長 あ て

私は、大和市が発注する小規模工事、修繕の受注を希望しますので、次のとおり登録を申請します。
 なお、登録後は、大和市発注の事業の実施に際し、大和市環境方針の趣旨を理解し遂行します。

住所又は所在地	〒 -		
フリガナ			
社名(事業所名)			
フリガナ			
代表者職氏名(事業主)	印 (実印)		
電話番号		F A X 番号	
資本金	円	職員数	人
営業年数	年	E-mail	

希望順位	登録希望業種 (最大5種類まで)	資格	各業種の 細目コード又は 細目名称等	希望する具体的な工事内容 (具体例を挙げ、簡潔に記入)
1				
2				
3				
4				
5				

※登録する業種は、必ず自ら施工できる業種としてください。丸投げ等の一括下請けは法律で禁止されています。

※資格、免許等を有している業種は資格欄に丸印を記入し、許可証等の写しを添付してください。

※「7. 細目コード」に従い、営業実績のある業種の細目名称等を記入してください。なお、記載の細目名称に該当する工事が無い場合は細目コードを99として、工事内容を具体的に記入してください。

工事実績表（主だった実績を業種別に記載してください。）

（業種： ）

工 事 名	工事(作業)期間	工事(請負)額
	年 月～ 年 月	円
	年 月～ 年 月	円

（業種： ）

工 事 名	工事(作業)期間	工事(請負)額
	年 月～ 年 月	円
	年 月～ 年 月	円

（業種： ）

工 事 名	工事(作業)期間	工事(請負)額
	年 月～ 年 月	円
	年 月～ 年 月	円

（業種： ）

工 事 名	工事(作業)期間	工事(請負)額
	年 月～ 年 月	円
	年 月～ 年 月	円

（業種： ）

工 事 名	工事(作業)期間	工事(請負)額
	年 月～ 年 月	円
	年 月～ 年 月	円

市税等納税状況調査同意書

年 月 日

大 和 市 長 あて

所 在 地
商 号・名 称
代表者職氏名

令和5・6年度小規模(簡易)工事入札参加者登録において、次のことについて同意します。

1. 入札参加資格審査のために大和市が市税等の納税状況を調査すること。
2. 登録後は大和市発注の事業の実施に際し大和市「環境方針」の趣旨を理解し遂行すること。

年 月 日

大 和 市 長 あて

国籍

氏名

印

生年月日

誓 約 書

私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

大和市役所 総務部 契約検査課 (契約係)

TEL 046 (260) 5341

FAX 046 (264) 6074